解散公告（第一回）

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇二条第一項第三号の規定により、平成二十四年二月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月三十日

高知市横浜南町六番三号

財団法人瀬戸児童福祉協議会

代表清算人　有澤　四郎

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月三十日

鹿児島県大島郡知名町知名五二〇番地

財団法人知名町振興開発公社

清算人　平安　正盛

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月三十日

山形県天童市大字田麦野一三二一番地

財団法人天童市牧野公社

清算人　鈴木　周宏

解散公告（第二回）

当法人は、寄附行為第二十五条の規定による存続期間の満了により、平成二十四年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月三十日

神奈川県厚木市妻田西二丁目二〇番五号

財団法人県央いずみ会

代表清算人　山口　巖雄

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日存立時期の満了により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月三十日

愛知県豊田市旭八幡町根山六八番地一

財団法人豊田市旭高原自然活用村協会

代表清算人　田澤　眞

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年五月八日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月三十日

徳島県徳島市中徳島町二―五―二

社団法人徳島県テレビジョン放送中継施設整備協会

清算人　漆原　完次

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十二月十六日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月三十日

青森県つがる市富**菊**町山里一番地一

社団法人西つがる医師会

代表清算人　齋藤　瑞男

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日存立時期の経過により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月三十日

栃木県芳賀郡茂木町大字茂木一五五番地

財団法人茂木育英会

代表清算人　古口　達也

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月三十日

石川県金沢市東山二丁目一八番九号

社会福祉法人たちばな保育園

清算人　能登　郁子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月三十日

岐阜県多治見市東町一丁目九番地の四

財団法人岐阜県陶磁資料館

代表清算人　佐橋　政信

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月三十日

大阪府大東市三住町一〇番一〇号

財団法人住道学園

清算人　岸田　章

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年四月十一日責任役員会決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月三十日

島根県邑智郡美郷町乙原一九四番地

宗教法人教願寺

清算人　中原　良輝

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月十五日開催の理事会の決議並びに徳島県知事の認可により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月三十日

徳島県徳島市南矢三町二丁目一番五九号

財団法人とくしまノーマライゼーション促進協会

清算人　田中　稔

清算人　左倉　昇

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年四月二日寄附行為所定の解散事由の発生により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月三十日

高知県高岡郡佐川町乙一七五九番地

財団法人佐川町若草保育園

清算人　刈谷日出男

第三十三期決算公告

平成二十四年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・百万円

資産の部

流動資産	四、〇四〇
固定資産	五五三
資産の部合計	四、五九三
負債及び純資産の部	
流動負債	二、九八一
賞与引当金	五四八
その他	二、四三二
固定負債	二四一
退職給付引当金	二三
その他	二一八
負債の部合計	三、二二二
株主資本	一、三七一
資本金	一五
資本剰余金	一八九
資本準備金	一八九
利益剰余金	一、一六六
利益準備金	三六
その他利益剰余金	一、一三〇
（当期純利益）	（四五五）
純資産の部合計	一、三七一
負債及び純資産の部合計	四、五九三

平成二十四年五月三十日

東京都墨田区文花二丁目一番三号

花王ロジスティクス株式会社

代表取締役　安井　尚人